

## 性暴力救援センター・大阪に対する財政支援を求める意見書

本市は、先進国で2番目、国内では初めて国連UN Womenが取り組むセーフシティーズ・グローバル・イニシアティブに参画し、このプログラムに基づいて実施した本市の公的空間における女性と女兒に対する暴力の現状調査分析をふまえ、「女性と女兒に対する暴力のない安全・安心なまち堺」をめざした防犯対策を一層推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて克服すべき重要な課題である「女性と女兒に対する暴力の根絶」の取り組みを進めているが、女性と女兒に対する性暴力の根絶には全く至っていない。

東京都においては、性犯罪、性暴力被害者の支援を実施している民間団体に補助金を交付することで、被害者に被害直後からの総合的支援をワンストップで提供する体制を整備し、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図るとともに、警察への届け出の促進及び被害の潜在化を防止する取り組みを進めている。

私たち堺市議会は、「女性と女兒に対するあらゆる暴力の根絶」に向け、教育や啓発などあらゆる必要な取り組みを求めると同時に、被害女性に対する診断、治療、ケア、法的支援、家族へのサポート、加害者対応、また性暴力防止教育の重要性を重く認識し、大阪府に対し、こうした取り組みを進めている性暴力救援センター・大阪をはじめとする、女性と女兒に対するあらゆる暴力の根絶に取り組む組織や団体に向けた、一層の財政支援を行うよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日

堺市議会

大阪府知事宛